

令和8年度

# 進路のしおり



～子どもたちの幸せな未来のために～

福井県立ろう学校

# 目次

はじめに.....	3
<b>第1部 進路決定に向けて.....</b>	<b>4</b>
(1) 学校卒業後の進路を考えてみる.....	4
(2) 各学部段階で大切にしたいこと.....	5
(3) 学校ではどんなことをするの?.....	6
① 幼児・児童・生徒対象の学習.....	6
② 保護者対象の学習や会議など.....	7
(4) 卒業生の進路先から考えてみる.....	8
① 過去10年間の進路先(平成27年度～令和7年度).....	8
② 高等部卒業後の進路先の概要.....	8
③ 就労について.....	9
(ア) 一般就労.....	9
(イ) 福祉的就労.....	9
(ウ) 就労した本校卒業生の実際の声.....	12
⑤ 進学について.....	13
(ア) ろう学校からの特色ある進学先.....	13
(イ) 障がいのある学生への支援.....	13
(ウ) 進学した本校卒業生の実際の声.....	14
(エ) 福井県内の大学・短大・職業訓練校一覧.....	16
(オ) 福井県内の専門学校等一覧.....	16
(5) 本校での進路指導の実際.....	17
① 学習の保障と時間割例.....	17
② 進路希望調査(小学部5年生～高等部3年生).....	18
③ 社会的な体験(小学部).....	18
④ 職場見学・体験(中学部).....	18
⑤ 産業現場等における実習(職場実習)(高等部).....	19
(ア) 現場実習の時期と期間および就労までの主な流れ.....	19
(イ) 現場実習前・実習中・実習後の学校と保護者の役割.....	20
⑥ 移行支援.....	21
⑦ 卒業後の職場訪問や状況調査.....	21
(6) 就労や生活を支援する関係機関.....	21
① ハローワーク(公共職業安定所).....	21
② 福井県聴覚障がい者センター.....	22
③ 福井障害者職業センター.....	22
④ 福井障害者職業・生活支援センター.....	23

<b>第2部 暮らしのサポート</b> .....	- 24 -
(1) 福祉サービスについて .....	- 24 -
①福祉サービスの概要 .....	- 24 -
②福祉サービスの種類 .....	- 24 -
(ア) 訪問系サービス .....	- 24 -
(イ) 日中活動系サービス .....	- 25 -
(ウ) 居住系サービス .....	- 25 -
(エ) 訓練系・就労系サービス .....	- 25 -
(オ) 地域生活支援事業 .....	- 25 -
(カ) 障がい児（児童）通所支援サービス .....	- 26 -
(キ) 指定相談支援 .....	- 26 -
③福祉サービス利用までの流れ .....	- 26 -
(2) 障害者手帳と各種手当 .....	- 27 -
①障害者手帳 .....	- 27 -
②身体障害者手帳の更新について .....	- 28 -
③各種手当 .....	- 28 -
(3) 補聴器、人工内耳、補聴援助機器等の申請や補助について .....	- 28 -
①補聴器の助成について .....	- 28 -
②人工内耳の助成について .....	- 29 -
(4) 障害基礎年金 .....	- 29 -
①障害基礎年金とは .....	- 29 -
②支給額等 .....	- 29 -
③在学中に準備しておくこと .....	- 29 -
(5) 自動車運転免許の取得について .....	- 30 -
(6) 電話リレーサービスについて（有料） .....	- 30 -
(7) 余暇活動・サークル活動 .....	- 30 -
①同窓会 .....	- 30 -
②サークル活動 .....	- 30 -
③映画館での字幕付き映画の鑑賞 .....	- 30 -
④ろうあ協会等の青年部による活動 .....	- 30 -
⑤舞台手話通訳士がいる演劇やミュージカル、音楽ライブ等 .....	- 30 -
⑥磁気ループ（補聴援助システム）を使った余暇活動 .....	- 31 -
(8) 各市町障がい福祉関係課の住所・電話番号一覧 .....	- 31 -
(9) 相談支援事業所の一覧へのリンク先 .....	- 31 -

## はじめに

進路学習と聞いて、我が子にはまだ先のことだろうと思いますか？実は、幼稚部や小学部でのさまざまな学習も将来の進路につながっています。そして、中学部や高等部ではさらに深い進路学習や職業体験、実習を行います。

本校の幼稚部・小学部・中学部の各学部を卒業した後に、地域の小学校・中学校・高等学校へ進学することが可能です。また、地域の学校から本校に進学することも可能です。

希望の進路実現のためには、日頃から本人と家族が十分話し合い、卒業後の進路について考えておくことが大切です。ろう学校では、日頃の学習をはじめ、すべての活動において一人ひとりの特性に応じて、きめ細かく指導しています。

この「進路のしおり」は、幼稚部・小学部・中学部・高等部の全てのお子様の保護者を対象に作成しています。ろう学校での進路学習について、本紙をご覧ください。お子様の将来の進路について考えるきっかけにしていいただければ幸いです。



# 第1部 進路決定に向けて

## (1) 学校卒業後の進路を考えてみる

学校卒業後は、お子様にどのような生活（暮らし）をしてほしいですか。選択肢はここに書かれている以外にもたくさんあります。

日中の活動	住居・生活
<ul style="list-style-type: none"> <li>・進学（大学や短大、専門学校等）</li> <li>・就労（会社や福祉施設などで働く）</li> <li>・福祉的サービスの利用（自立訓練・就労系・生活介護等）</li> </ul> <div data-bbox="185 779 756 954" style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・何を勉強したい？</li> <li>・何の仕事がしたい？</li> <li>・どうやって通う？</li> </ul> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族と同居</li> <li>・一人暮らし</li> <li>・学生寮・会社等の寮</li> <li>・福祉施設（短期・長期入所）</li> <li>・グループホーム</li> </ul> <div data-bbox="831 779 1402 954" style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活費はどうする？</li> <li>・身の回りのことを一人でできる？</li> <li>・生活のサポートはどうする？</li> </ul> </div>
余暇・地域活動	医療・健康・福祉
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自宅での過ごし方</li> <li>・サークル活動への参加</li> <li>・地域の行事への参加</li> </ul> <div data-bbox="185 1346 756 1520" style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・趣味はある？</li> <li>・一人で参加できる？誰かと一緒ならできる？</li> </ul> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病院（かかりつけ医や小児科・耳鼻咽喉科等）</li> <li>・地域の相談支援専門員</li> <li>・地域の障がい福祉課（補装具の助成や年金等の公的補助や福祉制度の利用）</li> <li>・補聴器店の利用</li> </ul> <div data-bbox="831 1285 1402 1520" style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・どこに通う？</li> <li>・補聴器や人工内耳等の調整は誰がする？</li> <li>・通院等のサポートは必要？</li> <li>・役所への申請はいつ、誰がする？</li> </ul> </div>



## (2) 各学部段階で大切にしたいこと

幼稚部・小学部段階では、身近な人との関わりを大切にし、家庭生活・学校生活のベース作りをすることが重要です。それらの生活の基盤を豊かにすることで、中学部・高等部段階では、自分の進路選択や将来の生活について深く考えていくことができるようになります。

### 「幼稚部から高等部までの継続した進路学習」

卒業までに身に付けたい力

卒業

#### 学校生活

- ・友達と協力したり仲良く遊んだりする。
- ・好きなことや得意なことを増やす。
- ・集中して取り組めることを増やす。
- ・基礎的、基本的な学習習慣の定着を図る。
- ・各教科の基礎的、基本的な学力を身に付ける。
- ・運動をして健康な体を作り、体力を付ける。
- ・自分の思いを伝えたり、相手の思いを受け入れたりする。
- ・集団の中で必要なルールやマナーを身に付ける。

#### 家庭生活

- ・コミュニケーション力や豊かなことばを身に付ける。
  - ・家族間や学校生活でコミュニケーションを密にする。
  - ・自分で選んだり、決めたり、思いを伝えたりする。
  - ・簡単な係の仕事や家庭でのお手伝いを通して自分の役割を果たす。
  - ・自分の障がいについて理解する。
  - ・福祉制度の活用方法を知る。
- 
- ・規則正しい生活リズムを身に付ける。
  - ・生活の中で、自分でできることを増やす。
  - ・日常生活や職業生活に必要なルールやマナーを身に付ける。
  - ・学校以外のコミュニティと関わる。

自分(お子さん)のペースを大事にしながら  
一人ひとりに合った進路実現を目指しましょう

### (3) 学校ではどんなことをするの？

#### ① 幼児・児童・生徒対象の学習

学部	月	内容	
幼稚部	5月 通年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学部体験入学（5歳児）</li> <li>・校外学習などの体験的な学習（公共交通機関や公共施設の利用等）</li> <li>・居住地保育園との交流</li> </ul>	
小学部	4月 2月 通年 その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・進路希望調査（5・6年生）</li> <li>・中学部体験入学（6年生）</li> <li>・校外学習や居住地校との交流など体験的な学習</li> <li>・社会科見学（3年生以上）</li> <li>・SASA 県学力調査（5年生）</li> <li>・全国学力学習状況調査（6年生）</li> <li>・各種検定試験（資格取得） （例）漢字検定・英語検定</li> </ul>	
中学部	4月 8月 8月 通年 その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・進路希望調査</li> <li>・職場見学（1年生）、職場体験（2・3年生）</li> <li>・高等部体験入学（3年生）</li> <li>・中間考査、期末考査（年4回）</li> <li>・校外学習や居住地校との交流など体験的な学習</li> <li>・県確認テスト（全学年 年3回程度）</li> <li>・SASA 県学力調査（2年生）</li> <li>・全国学力学習状況調査（3年生）</li> <li>・県学力診断テスト（3年生）</li> <li>・各種検定試験（資格取得） （例）漢字検定・英語検定</li> <li>・高校入試（*1 本校高等部または一般高校、県内外の特別支援学校高等部） *1 県立高校との併願はできません。</li> </ul>	
高等部	4月 通年 その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・進路希望調査</li> <li>・中間考査、期末考査（年4回）</li> <li>・校外学習や居住地校との交流など体験的な学習</li> <li>・各種検定試験（資格取得） （例）漢字検定・英語検定・コンピューターサービス技能評価試験など</li> <li>・障害者技能競技大会（アビリンピック）への参加</li> <li>・補習（放課後など）</li> </ul>	
		<b>進学希望者</b>	<b>就労希望者</b>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・オープンキャンパスへの参加</li> <li>・模擬試験（年数回）</li> <li>・大学入学共通テスト出願</li> <li>・大学（推薦・一般）、専門学校、訓練校等出願</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現場実習（p.19 参照）</li> <li>・企業、事業所見学</li> <li>・求職登録</li> <li>・求人応募</li> <li>・就職試験</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各入学試験</li> <li>・合格発表</li> </ul> <p>※進学希望でも現場実習をすることができます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉サービス利用の手続き</li> <li>・サービス調整会議</li> <li>・移行支援会議</li> <li>・雇用契約、利用契約</li> </ul>
--	---	---

## ②保護者対象の学習や会議など

学部	月	内容
幼稚部	4月	・懇談会で幼稚部修了後の進路希望の聞き取り
	5月	・小学部説明会にて進路相談（5歳児対象）
	11月	・卒業生または先輩保護者と語る会
	1月	・福祉サービスや卒業後の進路についての学習会
	2月	・小学部説明会にて進路相談（3・4歳児対象）
	3月	・5歳児保護者と語る会
	通年	・居住地保育園の見学や支援会議
小学部	2月	・中学部説明会にて進路ガイダンス・相談
	通年	・各クラスや個人懇談で個別に実施
中学部	3月	・高等部説明会にて進路ガイダンス・相談
	通年	・各クラスや個人懇談で個別に実施
高等部	3月	・移行支援会議
	通年	・各クラスや個人懇談で個別に実施
全体	4月	・PTA総会で進路ガイダンス
	6月	・PTA研修会で、様々なテーマについて学習会を実施
	11月	（例）地域の聴覚障がい者を招いて座談会 など



#### (4) 卒業生の進路先から考えてみる

##### ①過去 10 年間の進路先(平成 27 年度～令和 7 年度)

就労先	一般就労	アイシン・エイ・ダブリュ工業株式会社（現、株式会社アイシン福井）（越前市） アシックス福井株式会社（越前市） 永平寺町役場（永平寺町） オーディオテクニカフクイ株式会社（越前市） 社会福祉法人光道園（越前市） 東レ・ダウコーニング株式会社（あわら市） パナソニックインダストリー株式会社（福井市） 有限会社セイコウダイワ（福井市）
	福祉的就労	株式会社 RK 社会福祉事業ふらっぶ（敦賀市） 株式会社 G・S・I（福井市） 社会福祉法人福授園（鯖江市） 社会福祉法人光道園（鯖江市） 前進主義（越前市） 水野製作所株式会社（福井市）
進学先	大学・短大	筑波技術大学（茨城県）
	専門学校	フェリカ建築&デザイン専門学校（群馬県）
	訓練校	国立吉備高原職業リハビリテーションセンター（岡山県）

##### ②高等部卒業後の進路先の概要

進路先は、大きく「就労」と「進学」に分類されますが、もう少し細かく分類すると、以下の表のようになります。

就労	一般就労	一般雇用と障がい者雇用があり、さらにその中でも、正社員、契約社員、パートなどの雇用形態があります。
	福祉的就労	本人の状態に合わせ、支援員の指導の下、就労や訓練をします。自立訓練、就労移行支援、就労継続支援 A 型・B 型、生活介護等があります
進学	大学・短大	4 年制大学や短期大学で、専門的な知識を学びます。大学や短大は、全国にたくさんあります。聴覚障がい者専門の大学が茨城県にあります。
	専門学校	専門的な勉強をしたり、資格取得を目指したりします。福井県内にもいろいろな専門学校があります。
	訓練校	特殊な職業技能の訓練をします。職業訓練校やリハビリテーションセンターなど全国にたくさんあります。
	専攻科	高等部を卒業後、ろう学校でさらに勉強します。様々な専門コースがあります。

### ③就労について

就労には、主に、「一般就労」と「福祉的就労」があります。具体的な本校の卒業生の就職先については、上記の表を参照してください。

#### (ア) 一般就労

一般就労には、主に、「一般雇用」と「障がい者雇用」があります。

一般雇用	障がい者手帳のあるなしに関わらず、企業の応募条件さえ満たせば誰でも応募できる求人
障がい者雇用	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者向けの採用 この雇用形態で働くことによって、以下のような配慮が受けやすくなります。(配慮例) ・通院のための時間の配慮 ・勤務時間の配慮 ・ジョブコーチの利用等(ジョブコーチの詳細は、p. 23を参照)

本校の生徒は、高等部での実習を経て、「障がい者雇用」枠での雇用となる場合が多いです。

#### (イ) 福祉的就労

福祉的就労には、主に、「就労移行支援」「就労継続支援A型」「就労継続支援B型」(以下、「A型事業所」、「B型事業所」と表記)「就労定着支援」があります。また、令和7年10月より「就労選択支援」という制度が始まりました。この制度は、本人の希望や適性に合った選択を支援する制度で、在学中でもこの制度が使えることになりました。就労選択支援で行う支援は以下のとおりです。

- ① 作業場面等を活用した状況把握(アセスメント)の実施
- ② 多機関連携によるケース会議の実施
- ③ アセスメント結果の作成
- ④ 事業者等との連絡調整
- ⑤ 本人への情報提供等

高等部で行われる産業現場等における実習中などに積極的に活用していただけると、本人の将来の職業選択の一助となると思います。

就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間(生涯で2年間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。)
就労継続支援A型	雇用契約を結んだうえで、就労の機会を提供するとともに、必要な訓練を行います。一般就労を目指す人もいます。
就労継続支援B型	雇用契約を結ばずに、就労の機会を提供するとともに、必要な訓練を行います。
就労定着支援	生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して、通常の事業所に新たに雇用された障がい者の就労の継続を図るため、相談、指導及び助言等の支援を行います。(最大で3年間)

ここでは、A型事業所とB型事業所について、その違いを詳しく説明します。

一般就労に近い雇用の形で働くのは A 型事業所、本人の体調や状態に合わせながら無理なく働くことができるのは B 型事業所です。

種別	雇用契約	報酬	対象者
就労継続支援 A 型事業所	あり	賃金	原則 18 歳～65 歳の 障がいのある人
就労継続支援 B 型事業所	なし	工賃	障がいのある人

A 型事業所では、利用者は事業所との間で雇用契約を結ぶため、最低賃金以上の賃金が保障されます。また、勤務条件によって各種社会保険にも加入できます。労働時間は週 20 時間以上になる事業所が多く、時短勤務やフルタイムでの一般就労を目指せます。

B 型事業所では、雇用契約を結びません。そのため、賃金ではなく「工賃」という形で報酬を受け取ります。「工賃」には最低賃金の適用がないため、A 型事業所で受け取ることのできる賃金に比べると少なくなる場合が多いです。その分、本人の体調や状態に合わせて勤務日数や時間を調整できるので、自分のペースで働くことができます。

参考として、令和 4 年度の福井県内の A 型事業所の平均賃金（月額）は 92,936 円、同じく福井県内の B 型事業所の平均工賃（月額）は 22,211 円となっています（厚生労働省の資料より）。

また、A 型・B 型事業所には、利用者の生活や職業を支援する生活支援員や職業指導員が配置されており、個に応じた支援を十分に受けながら就労できます。

福祉的就労の業種はさまざまです。私たちの生活の中でも、A 型・B 型事業所で働く方々に支えられているものをよく見かけます。例えば、スーパーで売られている野菜の袋詰めや 100 円ショップで売られている商品の梱包などは、A 型・B 型事業所で働く方々によって行われている場合があります。A 型・B 型事業所の具体的な作業例は以下の通りです。

・カフェやレストランのスタッフ	・パソコンによるデータ入力
・車の部品などの加工	・農業（野菜や果樹など）
・食品（野菜、パン、弁当など）の調理、加工、袋詰め、梱包、販売	・縫製（バッグづくりなど）
	・清掃

福井県内の A 型事業所、B 型事業所の市町別の事業所数は以下の通りです。（2025 年 7 月現在）

地域（市）	A 型事業所	B 型事業所	地域（町）	A 型事業所	B 型事業所
福井市	20	62	永平寺町	1	2
坂井市	5	14	池田町	0	1
あわら市	2	7	南越前町	0	1
大野市	1	6	越前町	0	3
勝山市	3	5	美浜町	0	2
鯖江市	8	11	若狭町	2	4
越前市	10	14	高浜町	0	0
敦賀市	4	10	おおい町	0	1
小浜市	3	6			

なお、具体的な事業所については、以下（福井県、福井市 HP）より、「指定就労継続支援 A 型事業所」「指定就労継続支援 B 型事業所」のファイルをご参照ください。

福井市 A 型事業所・B 型事業所

<https://www.city.fukui.lg.jp/fukusi/sfukusi/service/p020932.html>

福井市以外 A 型事業所・B 型事業所

<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/shougai/syogaishisetu.html>



(ウ) 就労した本校卒業生の実際の声

卒業年度	平成28年度 本校高等部卒業
就労先	アイシン・エイ・ダブリュ工業株式会社（現、株式会社アイシン福井）
仕事内容	製品の検査（検査道具を使って、製品が規格に合っているかを確認する）
就労までの経緯や在学中に努力したこと	何カ所かの製造業で実習を行い、作業内容や職場環境を比べて就労先を考えました。今の企業は、作業内容や職場の雰囲気が良かったことに加えて、障がい理解がありました。障がい理解のある企業の方が安心して働くことができると思い、今の企業にしました。努力したことは、学校を休まずに通うことや、部活などで体力を身に付けることでした。
就労後に困ったことや乗り越えたこと	在学中に筆談や報告・連絡・相談をする習慣がなかったため、就職した直後はそれらのことがうまくできず、自分が聞きたいことが相手に伝わらなかったり、相手が言いたいことを理解できなかつたりすることが多かったです。そのような時には、お互いに理解できるまで何度も身振りや筆談をしました。
就労希望の在校生へのメッセージ	学校にいる間に、口話や手話に関係なく筆談する練習（文章を考える力、文章の意味を理解できる力）や、報告・連絡・相談する練習を身に付けておくといいです。 就労した後は、自分が想像していたより大変な壁は必ずくると思います。その時は、ろうの先輩や家族、職場の人に質問したり相談したりすると解決できることが多いので、一人で悩まないで相談してください！

卒業年度	令和3年度 本校高等部卒業
就労先	社会福祉事業「ふらっぷ」（就労継続支援A型）
仕事内容	施設外業務：昆布の袋詰めや検品、ホテル清掃など 施設内業務：「敦ガチャ(敦賀の特産品のミニチュア)の製作
就労までの経緯や在学中に努力したこと	ろう学校在学中、私は家族と何度も話し合い、自分が何をしたいのか、何ができそうなのかを自己分析しながら就職先を検討しました。実習に行く前には、事業所のホームページを確認し、作業内容を事前に調べるなど、情報収集に努めました。実際の作業や現場の雰囲気が自分に合うかどうかを、先生や家族とよく話し合い、丁寧に向き合ってきました。
就労後に困ったことや乗り越えたこと	就労3年目の今、私は「継続」の大切さを実感しています。休まず仕事を続けることはもちろん、技能を熟練させることの大切さを知りました。そのためには、長期に渡り仕事を続けることが必要だと気づき、新しい学びを得て、自分で自分の成長を感じています。
就労希望の在校生へのメッセージ	自分の経験から、初めての仕事は「頑張りたい」という気持ちが強くなり、無理をしてしまいそうになると知りました。ろう学校の皆さんに伝えたいことは、自分に合った環境やペースを実習でしっかり体感することが大切だということです。 皆さんも、まずはできる限り多くの経験を積んで、その中から自分に合った就職先を見つけてください。

## ⑤進学について

### (ア) ろう学校からの特色ある進学先

本校の教育課程の中には、大学・短大・専門学校等への進学を視野に入れた課程もあります。そのため、在学中に学習に励み、大学・短大・専門学校等に進学する生徒もいます。特に、ろう学校からの特色ある進学先には、主に、以下のようなところがあります。

筑波技術大学（国立） （茨城県つくば市）	視覚障がい者、聴覚障がい者のための日本で唯一の大学です。聴覚障がい者が学ぶ「産業技術学部」には、産業情報学科、総合デザイン学科があります。また、2025年4月に、「共生社会創生学部」が新設されました。
国立職業リハビリテーションセンター（埼玉県）	全国の就労を希望する障がい者を対象に、自身の障がい特性や適性について理解を深め、職業についての知識や求職活動の方法について学びながら職業訓練に取り組むことができる施設です。職業評価や入寮体験を受けて、合否判定が行われます。
国立吉備高原職業リハビリテーションセンター（岡山県）	
ろう学校専攻科	高等部卒業後にさらに専門的に学ぶことができます。

その他の進学先においても、実際に進学した場合、どのようなサポートが受けられるか、どのような環境かなどを高等部在学中に確認しながら、進学先を検討していきます。

### (イ) 障がいのある学生への支援

各大学・短大・専門学校等には、障がいのある学生向けに相談室等が設置されています。障がい者手帳の有無、障がいの種類や程度、何らかの障がいの診断の有無にかかわらず、学生生活を送るなかで、何らかの不自由を抱える学生やその関係者の方が入学前、入学後それぞれの段階で相談できるようになっています。

具体例として、福井大学のホームページに記載されている内容を抜粋します。（以下、福井大学ホームページより [https://www.u-fukui.ac.jp/cont\\_life/confer/support/](https://www.u-fukui.ac.jp/cont_life/confer/support/)）

#### 【障がいのある学生及び教職員のための相談室における活動】

障がいの有無にかかわらず、様々な個性や特徴をもったすべての学生及び教職員がお互いを認め学び合う、支え合う環境や関係づくりを目指し、以下の活動を行っています。

- ・ 修学や大学生活上での配慮についての相談対応
- ・ 修学面における学生対応について、保護者の方や教職員の方へのコンサルテーション
- ・ 関係部局や教職員の方々との連携・協働による全学的な学生支援体制の構築
- ・ 全学及び部局へのFD等を通しての広報・啓発活動
- ・ 障がいのある学生をサポートする学生の養成・派遣
- ・ 障がい者支援に関する調査・研究
- ・ 他機関・他大学・地域等との連携・ネットワーク形成

他の学校については、自分が進学したい大学・短大・専門学校のホームページを参照してみてください。

(ウ) 進学した本校卒業生の実際の声

卒業年度	平成13年度 本校高等部卒業
卒業後の経歴	福井大学 教育地域科学部卒業 現在、福井県立ろう学校教諭
進学に至った経緯や在学中に努力したこと	<p>中学部2年生の時に、筑波技術短期大学(当時)に合格した高等部3年の先輩の存在から、進学という進路があることを初めて知りました。周囲の生徒とは別に、確認テストや校長会テスト(当時)を受け、そこで初めて同年代の中学生とのレベルの差を痛感し、進学は自分には厳しいと諦めかけていました。</p> <p>高等部に進学し、当初は専門学校への進学を考えましたが、自分で調べ、学校に情報保障がないと分かったことや、専門学校卒業後の進路に対する両親の不安もあり、断念しました。当時は聴覚障がいのある学生を受け入れている学校に限られていたこともあり、なんとなくは進学を考えるものの、希望する進学先がない状態が続きました。高等部2年生の時、担任の先生の紹介で福井大学OGの難聴者に出会い、そこで教職員になりたいと考えるようになりました。長期休業中は、同級生の就職希望生徒が部活動に励む傍ら、補習を受けました。英検などの資格試験を受け、模擬試験も地域の高校生と同じ内容を受けました。推薦入試の受験機会も知り、毎日の授業とは別に、一般常識、小論文、面接などの指導も学校で受けました。結果、推薦入試を受験し、大学合格となりました。</p>
進学後に困ったことや乗り越えたこと	<p>大学で情報保障を受けるため、福井県聴力障害者ろうあ協会(当時)内に「福井県聴覚障がい学生を支援する会」が立ち上げられました。支援する会は、大学との交渉や、手話通訳・要約筆記などの支援者との連絡、大学内への聴覚障がいについての理解啓発活動、支援費の確保を主な活動としており、入学を機に自分自身もその活動に携わるようになりました。当時の福井大学は、聴覚障がい学生が在籍しておらず、受け入れた学生数もごくわずかであったため、何をするにも「ほぼ前例がない、周囲の理解がない」状況でした。</p> <p>入学式や全学生を対象としたガイダンスなどの特定の時には手話通訳をつけてもらうことができましたが、それ以外の活動や講義では、個人で購入したFM補聴送信機を大学の先生や他の学生に使ってもらいました。演習形式の講義では、他の学生に教えてもらったり、ノートのコピーを取ったりして分からない部分を補いましたが、理解できる部分は少なかったです。聴覚障がいや情報保障のことを理解してもらえない大学の先生とのトラブルや、情報を十分に受けることができなかったことによる学生とのトラブルもたくさん経験しました。特にゼミなど演習形式の授業が多くなる2～3年生の時は、大学に行くことさえも非常に辛いこともありました。それでも、聴覚障がい学生を支援する会の方々や、理解のある大学の先生や学生に話を聞いてもらったり、助けてもらったりしたことで、勉学に励むことができ、充実した4年間を過ごすことができました。</p>
進学希望者へのメッセージ	<p>今は、聴覚障がいに対する理解や支援が当時よりも進んでいます。進路も様々な選択ができると思いますが、あえて言います。「苦しい経験を積むこと」「様々な経験を重ねること」を大切にしてほしいです。学校を卒業した後は、他の人と同じスタートラインに立ちます。そこではろう学校を卒業したとか、聴覚障がいがあるということよりも、どんな人間なのか、どんな経験をしてきたのかが大切です。ただ勉強を頑張ればいだけではありません。悩んだり、様々な人との出会いや経験を大事にしたりしながら、進んでいってください。</p>

卒業生年度	平成 28 年度 本校高等部卒業
卒業後の経歴	フェリカ建築&デザイン専門学校（群馬県） 現在、株式会社タナベ住建（越前市）にて勤務
進学に至った経緯や在学中に努力したこと	<p>高校 2 年生の終わりごろから将来どんな職業に就きたいか、進路が定まらずいろいろな職業を調べていました。そんな時、家庭科の授業で家の間取りについて考える授業を受け、それが面白いと思ったのがきっかけで建築への道を考え始めました。建築を学ぶために進学しようと思い、大学か専門学校の進学を考えました。私は広く様々なことを学ぶ大学よりも専門分野を集中して学ぶことができる専門学校のほうが私に合っているのではないかと当時の担任の先生と相談して決めました。</p> <p>建築は数学を使うことが多いのですが、私は数学がとても苦手でした。そのため、数学の先生や産業工芸科の先生、塾の先生から、数学や力学の特訓を受けました。また、産業工芸科の授業では、建築の CAD の練習をしたり、建築コンペに参加したりと様々なことを学ぶことができました。</p>
進学後に困ったことや乗り越えたこと	<p>専門学校では、ノートテイクや手話通訳といった情報保障がありませんでした。そこで、専門学校の先生と相談して、一番前の座席に配置していただいたり人工内耳接続のマイクを付けてもらったりしました。また、仲良くなった友達に、授業で聞き取れなかったところを教えてもらい、助けてもらいました。</p> <p>4 年間で一番大変だったのは、コロナが流行した 4 年生の時でした。マスクをするようになったことや授業がオンラインになったことで、突然口の形が読めなくなり先生や友達の話が分からなくなりました。そのため、毎日の授業や学校生活が困難になっていきました。そこでブギーボードを買って、聞き取れない時は友達に筆談をお願いし、オンライン授業の時には、先生に板書をお願いして、文字情報を多くしてもらいました。また、ある先生は、授業後に聞き取れなかったところはなかったかなどと気にかけてくださったおかげで、聞きやすい環境になっていたと思います。</p> <p>また、同級生には入学した時の自己紹介で、自分の障がいのことを伝えていたので、ある程度の理解を得ていました。しかし、たまにしか交流する機会のない後輩や先輩と話をするときには、上手く伝えられず一人になってしまうなど、うまくいかない時もありました。</p> <p>よかったこともたくさんあり、いろいろな場面での対応力や臨機応変力を身につけられたと思います。こういう場面では聞き取りにくいということや、ここでは聞き取りやすいということ、こういう伝え方をすれば伝わりやすいなどの様々な経験を積むことができたので、この 4 年間はとても大切な時間でした。この専門学校に通って本当に良かったと思います。</p>
進学希望者へのメッセージ	<p>進学をすることで何がしたいのか、どんな将来を思い描いているのか自分の道考えた上で何が必要なのか、そのためには何をしなければいけないのかを見据えることが大事だと思います。</p> <p>進学先では、きっと楽しいことがたくさん待っていますので頑張ってください！</p>

(エ) 福井県内の大学・短大・職業訓練校一覧

大学・短大名	学部等	所在地
福井大学	教育学部	福井市文京3丁目9番1号
	国際地域学部	
	工学部	
	医学部	吉田郡永平寺町松岡下合月23号3番地
福井県立大学	経営学部	永平寺町松岡兼定島4-1-1
	看護福祉学部	
	生物資源学部	勝山市村岡町五本寺17-15
	恐竜学部	
	海洋生物資源学部	
福井工業大学	工学部	福井市学園3丁目6番1号
	環境学部	
	経営情報学部	
	スポーツ健康科学部	
仁愛大学	人間学部(心理、コミュニケーション)	越前市大手町3-1-1
	人間生活学部(健康栄養、子ども教育)	
敦賀市立看護大学	看護学部	敦賀市木崎78号2番地-1
福井医療大学	保健医療学部	福井市江上町55-13-1
仁愛女子短期大学	生活科学学科	福井市天池町43-1-1
	幼児教育学科	
福井産業技術専門学院	(職業訓練に関する学科)	福井市林藤島町20-1-3
敦賀産業技術専門学院	(職業訓練に関する学科)	敦賀市道口19

(オ) 福井県内の専門学校等一覧

学校名	設置者名	所在地
専門学校デザイン・ラボフクイ	学校法人大正学園	福井市春山2丁目5-3
専門学校福井文化服装学院	学校法人朝日学園	福井市木田3丁目1313
福井県理容美容専門学校	学校法人福井県理美容学園	吉田郡永平寺町松岡兼定島34-3-2
天谷調理製菓専門学校	学校法人天谷学園	吉田郡永平寺町松岡兼定島34-3-10
福井ホテルトラベル専門学校	学校法人大原学園	福井市大手2丁目9-1
大原簿記法律専門学校福井校		
福井情報ITクリエイター専門学校		
大原スポーツ医療保育福祉専門学校		
福井県医療福祉専門学校	学校法人金井学園	福井市高木中央3丁目2018
福井製菓専門学校		福井市松本3丁目21-20
若狭医療福祉専門学校	学校法人青池学園	三方郡美浜町大藪7-24-2
青池調理師専門学校		小浜市小浜広峰108
国際ペット専門学校福井	学校法人国際ビジネス学院	坂井市丸岡町熊堂第3号7番地1の22
武生看護専門学校	一般社団法人武生医師会	越前市中央1丁目9-9
福井市医師会看護専門学校	一般社団法人福井市医師会	福井市大願寺1丁目5-23
福井県立看護専門学校	福井県	福井市四ツ井2丁目8-1

公立若狭高等看護学院	地元自治体（小浜市、若狭町、おおい町、美浜町）	小浜市大手町 12-48
福井歯科専門学校	一般社団法人福井県歯科医師会	福井市大願寺 3丁目 4-1

## (5) 本校での進路指導の実際

### ① 学習の保障と時間割例

本校の学習指導の特徴は、一人ひとりのニーズに応じたきめ細やかな学習指導といえます。福井県では、次のような重点施策が掲げられており、本校ではそれぞれの重点施策に基づいて、以下のような教育を行っています。

#### 県の重点施策 1 子どもの主体性を大切に、「個性を引き出す教育」の推進

##### 本校での具体的取り組み

- ・一人一人の実態やニーズに応じた言語力・コミュニケーション力の育成（ICT 機器や補聴援助システム等の活用）
- ・手話や音声を用いた話し合い活動の充実（成人ろう者による授業〔週1回実施〕）

#### 県の重点施策 2 子どもが知的好奇心や探求心を持ち、「学びを楽しむ教育」の推進

##### 本校での具体的取り組み

- ・体験的な学習の充実（買い物学習、公共交通機関の利用、校外学習等）
- ・交流学习の充実（県内外の他校の幼児児童生徒、外国人、海外で生活している人々との対面やオンライン交流）
- ・ICT を活用した授業（タブレットの活用、プロジェクターやテレビを用いた十分な視覚支援）

#### 県の重点施策 3 地域に貢献しようとする心を育む「ふるさと教育」の推進

##### 本校での具体的取り組み

- ・地域で活躍する人材を招聘した授業（郷土料理や伝統行事、スポーツ等に関する学習や体験活動）
- ・県内の企業や施設等についての調べ学習および見学や体験学習（職場見学や実習等の豊富な機会）

では、幼稚部・小学部・中学部・高等部では、それぞれどのような時間割となっているかをまとめてみます。なお、ここに記載するのは一例であり、実際には様々なコースがあります。

#### 幼稚部の例

	月	火	水	木	金
午前	個別の活動・自由遊び・体操・歌等				
	朝の話し合い活動				
	個別の活動・自由遊び				
	運動遊び				
午後	劇遊び	わくわく遊び	造形遊び	歌遊び	クラス活動
	個別の活動				

#### 小学部（高学年）の例

	月	火	水	木	金
1	国語	算数	国語	算数	算数
2	理科	国語	自立	国語	国語
3	算数	自立	理科	家/自	音楽
4	体育	理科	体育	家庭	体育
5	社/図	社会	総合	道徳	英語
6	図工	社会	算数		学活

中学部の例

	月	火	水	木	金
1	国語	理科	自立	社会	美術
2	体育	自立	数学	国語	国語
3	理科	国語	技/家	数学	社会
4	数学	音楽	技/家	英語	自立
5	道徳	数学	体育	理科	体育
6	総合	社会	英語	H R	英語

高等部（被服科）の例

	月	火	水	木	金
1	英語	生活産業 情報	論理 国語	国語 表現	理科
2	体育	生活産業 情報	英語	理科	論理 国語
3	数学	国語 表現	保育 基礎	保健	フード デザイン
4	自立	数学	保育 基礎	数学	フード デザイン
5	ファッション 造形	自立	数学	H R	社会
6	ファッション 造形	社会	体育	ファッション 造形	体育

②進路希望調査(小学部5年生～高等部3年生)

毎年4月に、小学部高学年以上の全ての児童・生徒・保護者を対象にアンケートを実施しています。質問内容は、各学部卒業後の進路希望についてです。

高等部の生徒で進学希望者には、進路希望の校種（大学、短大、専門学校等）や模擬試験受験希望の有無等を記載してもらいます。また、就労希望者には、一般就労か福祉的就労か、どんな職種を希望しているか等を記載してもらいます。

③社会的な体験(小学部)

社会的な体験（社会科見学、買い物学習、公共交通機関の利用、児童会活動や宿泊学習などの集団活動、成人ろう者のとの交流、居住地校交流など）を通して、人との関わり方やコミュニケーション、社会の仕組みやルールなどを学んでいます。

④職場見学・体験(中学部)

毎年8月に、中学部1年生では職場見学、中学部2・3年生では職場体験（2～3日間）を実施しています。生徒や保護者の意向を踏まえて実施しており、3年間で複数の企業や福祉事業所で見学や体験をすることになります。



## ⑤産業現場等における実習（職場実習）（高等部）

高等部では、卒業後の就労や生活につながるように、企業や福祉サービス事業所等で現場実習を行います。そのため、将来、就労や生活を考えている地域で実習先を選びます。

現場実習は、自分に合った進路先を探し、進路決定をするための重要な体験学習です。また、仕事や生活等の体験だけでなく、学校とは別の場所で一般の方々とコミュニケーションを図る貴重な機会です。自分に合った仕事は何か、周りの人たちとうまくやっていけるか、自力で通勤できるか、自分の身の回りのことは自分でできるか等を考える機会にもなります。

さらに、どのような福祉サービスがあり、どのような支援を受けられるかを考えるにあたり、在学中から福祉関係機関とつながり、福祉サービス事業所を見学したり、現場実習で体験したりすることが大切です。

### （ア）現場実習の時期と期間および就労までの主な流れ

本校の高等部で基本的に定めている現場実習の時期と期間および就労までの主な流れを以下にまとめます。グレーで網掛けされている期間に現場実習を実施します。

学年	実施時期	内容	備考
高等部 1年	4月	進路希望調査	
	5～7月	実習先検討	11月の実習
	6月	お仕事博覧会	事業所のお仕事体験（6月の実習期間中に実施）
	8月	実習先見学	11月の実習
	11月	現場実習（5日間）	
	1～3月	実習先検討・見学	高2の6月の実習
高等部 2年	4月	進路希望調査	
	4～5月	6月実習先決定	
	6月	現場実習（10日間）	
	6～8月	実習先検討	11月の実習
	8月	実習先見学	11月の実習
	11月	現場実習（10日間）	
高等部 3年	1～3月	実習先検討・見学	高3の6月の実習
	4月	進路希望調査	<u>この時期に方向性が決まっていると、その後の進路決定がスムーズです。</u>
	4～5月	6月実習先決定	
	6月	現場実習（10日間）	<u>過去に実習経験のある企業や福祉サービス事業所等から実習ができると、その後の進路決定がスムーズです。</u>
	6～8月	実習先検討	6月の実習で方向性が決まらなかった場合
	8月	実習先見学	11月の実習
	9月	（一般就労の場合） 採用試験	一般就労では、企業の就職試験が9月に実施されることが多く、福祉的就労（A型事業所）では、1～2月ごろに面接を受けることが多いです。どちらの就労形態においても、事前に、ハローワークに行き、紹介状をもらう必要があります。（紹介状には、選考方法や面接予定日、企業の所在地や担当者名等が記載され、選考に関する情報が簡潔にまとめられています。）
	11月	現場実習（10日間）	
1月	（A型への就労の場合） 面接		
2～3月	移行支援	詳細は、p. 21を参照してください。	

（注）令和9年4月より、卒業後、福祉的就労（A型・B型事業所）を希望する場合は、高等部在学中に「就労選択支援制度」のサービスを利用して、アセスメントを受けておこなう必要はなくなり、就労選択支援制度については、p. 9を参照してください。

### (イ) 現場実習前・実習中・実習後の学校と保護者の役割

現場実習に至るまでの主な流れは、以下の通りです。それぞれの時期（実習前・実習中・実習後）について、学校と保護者の役割を以下にまとめます。

時期	学校の役割	保護者の役割
【実習前】 企業や福祉サービス事業所見学	<ul style="list-style-type: none"> <li>・授業で、見学に向けた事前学習を行います。</li> <li>・保護者と連携し、本人に合う見学先を検討します。</li> <li>・授業で、職業調べや職場調べを行います。</li> <li>・具体的な見学先の候補が決まったら、学校から見学先へ依頼します。</li> <li>・見学先が決まったら、校外学習として、見学の引率を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・どんな職種や仕事に興味があるのか、日頃から本人と話し合います。</li> <li>・できるだけ、具体的な企業や施設を学校に情報提供してください。</li> <li>・企業や福祉サービス事業所側が保護者の見学を許可している場合は、見学に同行します。</li> </ul>
【実習前】 現場実習先の決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・授業で、見学後の事後学習を行います。</li> <li>・保護者と連携し、実習先を検討します。</li> <li>・具体的な実習先の候補が決まったら、学校から実習先へ依頼をします。</li> <li>・実習先の承諾が得られたら、企業や施設の担当者と事前打ち合わせを行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人とよく相談し、実習先を検討します。卒業後を十分イメージしてください。</li> <li>・もし、新たな実習先を検討している場合は、速やかに学校に相談してください。</li> </ul>
【実習中】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実習初日と最終日は、担任や本校の管理職が、担当者に挨拶をします。</li> <li>・それ以外にも、本人の様子を見に行くことがあります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的に実習先へは自力で通勤します。自宅と実習先の移動は、保護者の責任の下、行ってください。</li> <li>・企業や福祉サービス事業所側が保護者の見学を許可している場合は、実習中の様子を一度見学します。</li> </ul>
【実習後】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実習先からの「実習評価表」を参考に、振り返り学習を行います。</li> <li>・評価表や授業での振り返りを基に、今後の進路の方向性を保護者や本人とともに検討していきます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実習後の感想や今後の方向性について、本人とよく話し合ってください。</li> </ul>

## ⑥移行支援

移行支援とは、進学や卒業にあたってお子さんの特性や支援内容を次の機関に伝えることで、お子さんが安心して生活を送ることを目指した支援のことです。特に、高等部3年時や地域の学校に進学する場合については、進路先の関係者と本校教員、保護者、(本人)等が参加します。必要に応じて、相談支援専門員やその他関係機関等にも参加してもらいます。



## ⑦卒業後の職場訪問や状況調査

高等部卒業後の3年間は、進路先でどのように生活しているか、困りごとはないかなど、本校教員による卒業生訪問等を実施しています。県内に就職や進学した生徒には、職場や進学先等を訪問し、本人との面談を実施します。県外に就職や進学した生徒には、メールや郵送等によるアンケート形式の状況調査を実施します。

### (6) 就労や生活を支援する関係機関

#### ①ハローワーク(公共職業安定所)

各地域の公共職業安定所には、障がい者の就労を専門に担当する窓口があり、職業相談を行っています。一般就労や就労継続支援A型事業所への就労を希望する場合は、高等部3年生の夏ごろに、公共職業安定所へ行き、求職登録(仕事を探すための登録)をします。また、企業や福祉サービス事業所の就労試験や面接を受験する前には、紹介状をもらう必要もあります。

福井県内の公共職業安定所一覧

名称	管轄地域	住所	電話、ファックス番号
福井	福井市、永平寺町、 坂井市のうち春江町	〒910-8509 福井市開発1丁目121-1	TEL:0776-52-8150 FAX:0776-52-8168
武生	越前市、鯖江市、池田町、 南越前町、越前町	〒915-0071 越前市府中1丁目11-2 平和堂アル・プラザ武生4階	TEL:0778-22-4078 FAX:0778-22-8830
大野	大野市、勝山市	〒912-0087 大野市城町8番5号	TEL:0779-66-2408 FAX:0779-66-3332
三国	あわら市、 坂井市のうち三国町、坂井 町、丸岡町	〒913-0041 坂井市三国町覚善69-1	TEL:0776-81-3262 FAX:0776-82-4308
敦賀	敦賀市、美浜町、 若狭町のうち旧三方町	〒914-8609 敦賀市鉄輪町1丁目7-3 敦賀駅前合同庁舎1F	TEL:0770-22-4220 FAX:0770-22-2212
小浜	小浜市、高浜町、おおい町、 若狭町のうち旧上中町	〒917-8544 小浜市後瀬町7番10号 小浜地方合同庁舎1F	TEL:0770-52-1260 FAX:0770-52-6814

②福井県聴覚障がい者センター

(福井市光陽 2-3-22 福井県社会福祉センター2F、

TEL:0776-63-5572、FAX:0776-63-6692)

字幕・手話入り映像の制作と貸出、情報機器の貸出し、聴覚障がい者の生活相談、手話通訳者・要約筆記者の養成、その他の講座及び研修の開催、手話通訳者・要約筆記者の派遣、手話の普及や聴覚障がい者に対する理解促進を目的とする行事の開催、聴覚障がい者の社会参加および福祉の向上を促進するための各種行事の開催、ジョブコーチ派遣事業等を行っています。

③福井障害者職業センター

(福井市光陽 2丁目3番32号、TEL:0776-25-3685、FAX:0776-25-3694)

就職しようとする障がい者に対して、就職のための相談から就職後のフォローアップまでの一連の業務を公共職業安定所等と連携しながら、専門的・総合的に行っています。事業主に対しても、障がい者の受け入れなどの雇用管理に関する援助（ジョブコーチの派遣）も行っています。障害者職業センターで行っている主な支援事業を以下にまとめます。

ジョブコーチ（職業 適応援助者）による 支援	障害者職業センターの職業カウンセラーが中心となり、個々の状況に応じて支援を実施します。ジョブコーチ（職場適応援助者）が、実際に職場に派遣され、本人・企業・家族のパイプ役となり、作業面や職業生活について、具体的な援助や支援ノウハウを提供します。仕事に適應する
------------------------------	--

	ための支援、人間関係や職場でのコミュニケーションを改善するための支援などがあります。
職業準備支援	就職又は職場適応に必要な職業上の課題の把握とその改善を図るための支援、職業に関する知識の習得のための支援、社会生活技能等の向上を図るための支援を行います。センター内での作業体験や職業準備講習カリキュラム、グループミーティング等を通じて、作業面・対人面に関するご自身の特徴（得意なこと、苦手なこと等）について理解を深めながら、就職へ向けた準備を整えます。
職場復帰支援（リワーク支援）	うつ病等のメンタル不調で休職されている方が、より安心して職場復帰を目指せるように、職場の担当者や主治医と連携して円滑な支援を行っています。

#### ④福井障害者職業・生活支援センター

障がい者の就業面および生活面における支援、助言、情報提供、関係機関への連絡調整などを行っています。就労を希望する障がい者が利用でき、在学中から就労に関する相談をすることもできます。また、職場での定着が不安定な方、離職している方も利用できます。県内には、福井地区担当として「ふっとわーく」、丹南地区担当として、「ほっぷステーション」、嶺南地区担当として「ひびき」の3か所あります。

---

##### 福井地区担当

ふっとわーく（福井市三郎丸4丁目303、TEL: 0776-97-5361、FAX: 0776-97-5362）

---

##### 丹南地区担当

ほっぷステーション（越前市幸町1-2、TEL: 0778-21-1220、FAX: 0778-21-1221）

---

##### 嶺南地区担当

ひびき（敦賀市神楽町1丁目3-20、TEL: 0770-20-1236、FAX: 0770-20-1139）

---

主な支援内容を以下にまとめます。

就労支援	本人の希望を聞きながら就職活動の支援を行います。実習や訓練などを取り入れ、本人に合った働き方を確認調整しながら就職を目指します。
生活支援	福祉サービス、制度などの情報提供、それに伴った必要な助言、支援を行います。状況に応じて家庭訪問や市役所、病院などの同行支援も行います。
定着支援	仕事に就いた後も定期的に職場を訪問し、就労継続のための必要な支援を行います。

## 第2部 暮らしのサポート

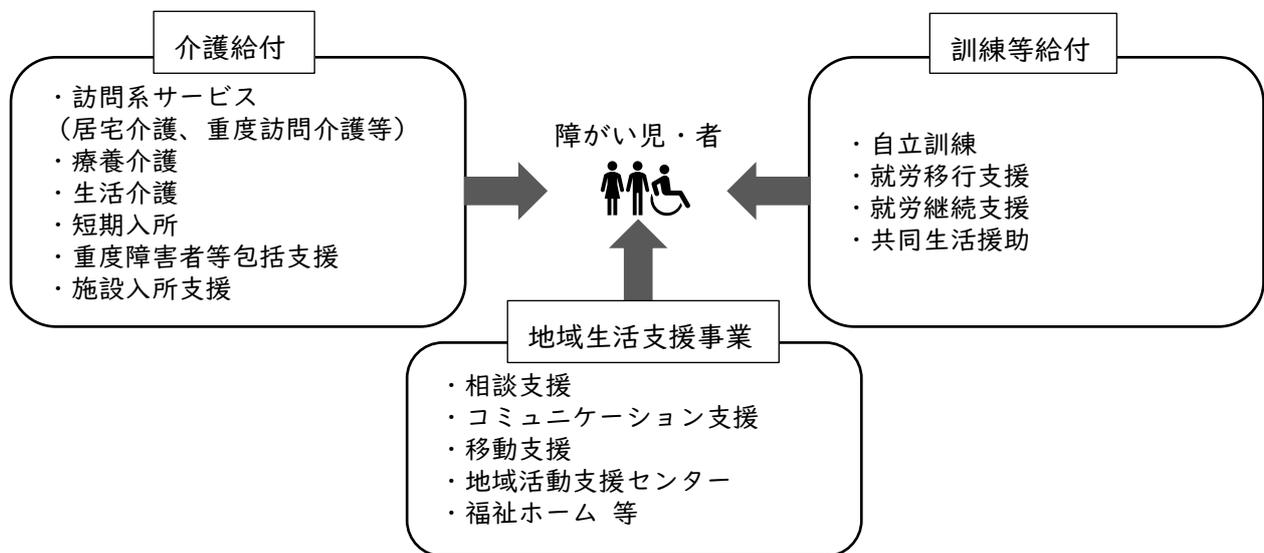
第2部は、福井市発行の「支援が必要な児童のためのハンドブック（令和5年3月）」を参考に作成しています。各市町によって支援内容が異なることがあるため、詳細は各市町の障がい福祉担当課にお問い合わせください。

### (1) 福祉サービスについて

#### ①福祉サービスの概要

卒業後は、「障害者総合支援法」に基づいた福祉サービスを利用することができます。

福祉サービスは、国や都道府県、市町村からの補助金（給付）によって制度が成り立っており、障がい児・者を支援しています。以下の図は、そのイメージです。



#### ②福祉サービスの種類

##### (ア) 訪問系サービス

	サービスの名称	サービスの内容
介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者または重度の知的障害もしくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する者であって常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行う。
	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人が外出する時、必要な情報提供や介護を行う。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するとき、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う。

### (イ) 日中活動系サービス

	サービスの名称	サービスの内容
介護 給付	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、施設にて、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行う。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する。

### (ウ) 居住系サービス

	サービスの名称	サービスの内容
給 介 護	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
訓 練 等 給 付	共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行う。
	自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により、日常生活における課題を把握し、必要な支援を行う。

### (エ) 訓練系・就労系サービス

	サービスの名称	サービスの内容
訓 練 等 給 付	自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行う。
	自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を行う。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。
	就労継続支援（A型）	一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う。
	就労継続支援（B型）	一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う。
	就労定着支援	一般就労に移行したい人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行う。

### (オ) 地域生活支援事業

サービスの名称	サービスの内容
意思疎通支援事業 ・手話通訳者 ・要約筆記者派遣事業	聴覚障がい者並びに音声及び言語機能障がい者に対し、手話奉仕員、手話通訳者、要約筆記者奉仕員、要約筆記者の派遣を行う。
・手話通訳者設置事業	障がい福祉課に手話通訳を設置し、来庁者の窓口での申請等を支援する。

・盲ろう者向け 通訳介助員派遣事業	盲ろう者に対し、自立と社会参加を図るため、通訳・介助員を派遣する。
移動支援事業	移動の困難な障がいがある人に対して、地域での自立生活や社会参加を促すため、外出の際の移動を支援する。
相談支援事業	障がいのある方、その保護者、介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援する。

※「地域生活支援事業」は、上記以外にも、地域の特性や利用者の状況に応じて、様々な事業が行われています。

### (カ) 障がい児（児童）通所支援サービス

サービスの名称	サービスの内容
児童発達支援	未就学の障がいのある子どもに対し、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などを行う。
医療型児童発達支援	肢体に不自由のある未就学の障がいのある子どもに対し、児童発達支援及び治療を行う。
放課後等デイサービス	放課後や休業日に支援が必要な就学している障がいのある子どもに対し、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流を促進するなどの支援を行う。
保育所等訪問支援	保育所等に通う障がいのある子どもに対し、訪問により保育所等における集団生活への適応のための専門的な支援を提供する。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が著しく困難な障がいのある子どもに対し、居宅を訪問して支援を行う。
障害児相談支援	障害児相談支援事業所が行う障害児通所支援等の利用のための連絡・調整、利用計画の作成、モニタリングなどを行う。

### (キ) 指定相談支援

サービスの名称	サービスの内容
計画相談支援	障がい福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行う。
地域移行支援	障がい者支援施設や児童福祉施設に入所している者、精神科病院を利用する者を対象として、住居の確保、その他地域における生活に移行するための活動に関する相談その他、関係機関との調整等を行う。
地域定着支援	居宅において単身で生活している障がい者につき、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態などに相談その他必要な支援を行う。

### ③福祉サービス利用までの流れ

手順	主な内容
①計画作成の依頼	本人が相談支援事業所を1か所選び、契約を結んで「サービス等利用計画」・「障がい児支援利用計画」の作成を依頼する。

②福祉サービス利用の申請書提出	各市町障がい福祉担当課へ提出する。
③サービス等利用計画(案)の作成	相談支援事業所の相談支援専門員が自宅などへ訪問し、本人との面接を行う。
④調査	②の申請を受け、本人の障がい状況、本人及び家族状況などについて、認定調査員による調査(訪問等)が行われる。
⑤障害支援区分の決定 (介護給付の場合) (訓練等給付の場合は、 ⑥へ)	市町の審査会で審査・判定が行われ、「障害支援区分」が決定される。 ※「障害支援区分」とは、どのくらいサービスが必要な状態かを客観的に示す指標
⑥サービス等利用計画(案)を市町に提出	③で作成依頼した「サービス等利用計画(案)」を各市町障がい福祉担当課へ提出する。
⑦支給決定・受給者証の交付	「障害支援区分」や「サービス等利用計画(案)」を踏まえてサービス内容が決定され、「福祉サービス受給者証」が交付される。
⑧サービス等利用計画の作成	⑥の内容に利用するサービス事業者名等を書き加え、最終的な計画を作成する。
⑨サービス事業者との契約・サービスの利用開始	サービス事業者と契約を結び、受給者証を提出して、サービスを利用する。
⑩サービス等利用計画の見直し(モニタリング)	相談支援事業所が定期的にサービス等の利用状況の検証と計画の見直しを実施する。サービス変更が必要な場合には調整をする。

## (2) 障害者手帳と各種手当

### ①障害者手帳

障害者手帳とは、何らかの障がいによって日常生活に支援を必要とする方に対し、各市町から交付される手帳です。「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」の3種類あります。

手帳の種類	等級	対象要件
身体障害者手帳	1級～6級	身体に障がいのある方を対象(視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由障がい、心臓、腎臓または呼吸器の障がいの方等)
療育手帳	A1、A2、 B1、B2	知的に障がいのある方を対象
精神障害者保健福祉手帳	1級～3級	精神に障がいのある方を対象

聴覚障がい児は、「身体障害者手帳」の発行対象者となりますが、等級の区分は以下のように定められています。なお、聴覚障がいに5級の認定はありません。また、聴覚障がいに對する等級は2級までですが、両耳の全ろうに言語障がい加わる場合は、1級に認定されることがあります。

2級	両耳の聴カレベルがそれぞれ100デシベル以上のもの(両耳全ろう)
3級	両耳の聴カレベルが90デシベル以上のもの(耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの)
4級	1 両耳の聴カレベルが80デシベル以上のもの(耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの) 2 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの

6級	1 両耳の聴カレベルが70デシベル以上のもの（40センチメートル以上の距離で発話された会話を理解し得ないもの） 2 一側耳の聴カレベルが90デシベル以上、他側耳の聴カレベルが50デシベル以上のもの
----	---

なお、障害者手帳をもっていることで、次のようなメリットがあります。

- ・各種税の減免あるいは免除
- ・各種公共交通機関の割引
- ・博物館、美術館、映画館等の各種公共施設の利用料の減免あるいは免除

### ②身体障害者手帳の更新について

身体障害者手帳は、原則として更新はありません。しかし、障がいの状態が軽減されるなどの変化を医師が予想する場合には、再認定が必要なことがあります。

更新が必要なのかということや具体的な更新の手続方法等については、お住まいの市町の担当窓口にお問い合わせください。

### ③各種手当

種類	支給額（月額） 令和5年4月現在	対象要件
特別児童扶養手当	1級：53,700円 2級：35,760円	精神または身体に中程度以上の障がいがあると認定された20歳未満の児童を監護する方
障害児福祉手当	15,220円	精神または身体の重度障がいのため日常生活が著しく制限され、常時介護を必要とすると認定された20歳未満の方
重症心身障害児（者）福祉手当	3,000円	身体障害者手帳2級以上または療育手帳A及びBの一部で、かつ以下の要件を満たすもの ・福祉施設に入所していないこと ・障害年金、障害児福祉手当、特別障害者手当を受給していないこと ・前年の所得が所得制限額以内であること

### （3）補聴器、人工内耳、補聴援助機器等の申請や補助について

#### ①補聴器の助成について

身体障害者手帳の交付を受けている場合、厚生労働省が定める基準額の1割の自己負担額で購入できます。身体障害者手帳の交付対象にならない程度の難聴（30デシベル以上70デシベル未満）であっても、軽度・中等度難聴児補聴器購入助成制度を使って、3分の1の自己負担額で購入できる場合があります。どちらも所得制限があります。

18歳を超えると、助成を受けられるのは原則片耳のみです。

**【申請、購入の流れ】以下の流れで手続き・購入ができます。**

1. 市町障がい福祉課の窓口に相談し、必要書類をもらう。
2. 申請に必要な書類を作成し、提出する（「補装具支給申請書」や「医師意見書」など）。

3. 市町から「支給決定通知書」「支給券」が届く。

4. 購入する。

#### 【再交付と修理】

補聴器の耐用年数は5年です。耐用年数内の再交付には、「医師意見書」または「修理不可能証明書」が必要です。修理に関しても購入と同様、事前申請をして助成を受けることができます。

### ②人工内耳の助成について

人工内耳用音声信号処理装置（スピーチプロセッサ）の修理は、補装具費支給制度の対象になります。ただし、人工内耳用インプラント、送信コイル、送信ケーブル、マグネット等は対象外です。



#### （4）障害基礎年金

##### ①障害基礎年金とは

障害基礎年金とは、心身に障がいがあり、一定の受給要件や障がいの程度を満たした人に給付される国民年金のことです。障がいの程度により、1級と2級があります。

障害者手帳を取得していることで、障害基礎年金を申請することができます。働いて得た給料と障害基礎年金をあわせることで、より自立した生活を送ることができると考えられます。

##### ②支給額等

いつから受け取れるか？	20歳を過ぎた人
いくらくらい受け取れるか？ (令和8年4月～)	1級 1,059,120円/年(約8万8千円/月) 2級 847,296円/年(約7万円/月)
受け取るためには？	<ul style="list-style-type: none"><li>・申請が必要です。また、障がいの程度や所得額によって受給できないことがあります。</li><li>・20歳になる3か月ぐらい前に、各市町の年金課や年金担当窓口にて予約をとり、障害者手帳を持って行き「障害基礎年金」の請求を希望することを伝え、申請に必要な書類をもらいます。</li><li>・申請に必要な書類を作成して、窓口にて提出します。</li></ul>

##### ③在学中に準備しておくこと

「母子手帳」や学校の「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」といった記録を必ず保管しておいてください。日々の連絡帳も保管しておいた方がよいです。

障害基礎年金の申請を行う際、提出書類の中に、「病歴・就労状況等申立書」（日本年金機構 HP 参照 <https://www.nenkin.go.jp/shinsei/jukyu/shougai/shindansho/20140516.html>）というものがあります。その際、「初診日」や「障害に気づいた時期」など、生育歴を幼少期にさかのぼって書類を書くこととなりますので、記録が残っていると書きやすいです。

## (5) 自動車運転免許の取得について

普通自動車免許を取得するために自動車教習所へ入校したい場合は、事前に福井県運転免許センターに相談してください。ただし、在学中に免許を取得したい場合は本校への相談も必要です。

## (6) 電話リレーサービスについて (有料)

電話をする際、聞き取りにくい人に対してのサービスがあります。それは、「電話リレーサービス」です。聞こえる人と聞き取りにくい人との会話を、通訳オペレータが手話または文字と音声を通訳することにより双方向につなぐサービスです。これにより、電話番号しかわからない相手と電話で連絡ができるようになりました。詳しくは、以下より、日本財団電話リレーサービス HP を参照してください (<https://www.nftrs.or.jp/>)。

## (7) 余暇活動・サークル活動

### ①同窓会

高等部を卒業すると、「同窓会」に入会することができます。卒業式終了後、本校で同窓会入会式を行っています。毎年卒業生の多くが、同窓会に入会しています。

同窓会に入会すると、会報が届いたり、総会の案内が届いたりします。総会は3年に1回開催されており、同日に懇親会が行われ、卒業生同士で親睦を深めることができます。

### ②サークル活動

福井県内に多数の手話サークルが活動をしています。サークル内では、手話やろう文化を教えあったり、手話コミュニケーションを楽しんだりすることができます。また、バーベキューやそば打ちなどサークル会場を出て、手話通訳つきのレクリエーションをメンバーで楽しんでいるところもあります。20代の方が主催し、活発に若い人たちが親睦を深めながら、サークル活動を楽しんでいるところもあります。

また、聴覚障がいのある社会人で結成されている野球や卓球チームなどのスポーツ関係のサークルもあり、週末に参加している卒業生もいます。

### ③映画館での字幕付き映画の鑑賞

字幕付きの映画を映画館で楽しむことができます。福井県では、テアトルサンクにて字幕めがねの無料レンタルをしています(「HELLO! MOVIE」対応作品のみ貸し出しを実施しています)。

また、日付を限定して、字幕めがねを使用せずに字幕映画を楽しむことができる日もあります。

### ④ろうあ協会等の青年部による活動

福井県ろうあ協会の青年部や北信越ろうあ連盟青年部、全国ろうあ連盟青年部にて活動されている人もいます。青年部なので、年齢が近い人たちと親睦を深められるきっかけになります。福井県ろうあ協会の青年部では、自分たちが取り組みたい活動、アクティビティなどをみんなで企画し行い、親睦を深めています。その活動を通して友達を作り、青年部の活動以外でも「ろう」の仲間と遊びに行ったり、ドライブしたり、食事に行ったりしているそうです。

### ⑤舞台手話通訳士がいる演劇やミュージカル、音楽ライブ等

演劇やミュージカル、音楽ライブなどで、舞台から発信される音情報を手話で伝える人が手話通訳士です。舞台横などに立って動かないで手話通訳するタイプと、ステージの上を移動し、時には役者と同じように演技しながら通訳するタイプがあります。

近年、聴覚障がい者らが主体となり、コンサートでの手話通訳の設置を求める動きが SNS (ネット交流サービス) を中心に広がっています。

## ⑥磁気ループ(補聴援助システム)を使った余暇活動

福井県こども家族館や福井市自然史博物館プラネタリウム、京都コンサートホールなどでは、磁気ループを使用した情報保障を受けて楽しむことができます。

### (8) 各市町障がい福祉関係課の住所・電話番号一覧

	市町名	担当課	郵便番号	住所	電話番号
1	福井市	障がい福祉課	〒910-8511	福井市大手3丁目10-1	0776-20-5435
2	敦賀市	地域福祉課	〒914-8501	敦賀市中央町2丁目1-1	0770-22-8176
3	小浜市	高齢・障がい者 元気支援課	〒917-8585	小浜市大手町6-3	0770-64-6014
4	大野市	福祉課	〒912-0084	大野市天神町1-19	0779-64-5142
5	勝山市	福祉課	〒911-0035	勝山市郡町1丁目1-50	0779-87-0777
6	鯖江市	社会福祉課	〒916-8666	鯖江市西山町13-1	0778-53-2217
7	あわら市	福祉課	〒919-0692	あわら市市姫3丁目1-1	0776-73-8020
8	越前市	社会福祉課	〒915-0071	越前市府中1丁目13-7	0776-73-8020
9	坂井市	社会福祉課	〒919-0521	坂井市坂井町下新庄1-1	0776-50-3041
10	永平寺町	福祉保健課	〒910-1192	吉田郡永平寺町 松岡春日1丁目4	0776-61-3920
11	池田町	保健福祉課	〒910-2511	今立郡池田町藪田5-3-1	0778-44-8000
12	南越前町	保健福祉課	〒919-0292	南条郡南越前町東大道29-1	0778-47-8007
13	越前町	障がい生活課	〒916-0192	丹生郡越前町西田中13-5-1	0778-34-8723
14	美浜町	健康福祉課	〒919-1192	三方郡美浜町郷市25-25	0770-32-6704
15	高浜町	保健福祉課	〒919-2201	大飯郡高浜町和田117-68	0770-72-5887
16	おおい町	いきいき福祉課	〒919-2111	大飯郡おおい町本郷92-51	0770-77-2760
17	若狭町 (三方庁舎)	福祉課	〒919-1393	三方上中郡若狭町中央1-1	0770-45-1111
18	若狭町 (上中庁舎)	福祉課	〒919-1592	三方上中郡若狭町市場20-18	0770-62-1111

### (9) 相談支援事業所の一覧へのリンク先

詳しくは、以下(福井県・福井市HP)より、それぞれのファイルを参照してください。

福井市	「相談支援事業所はこちら」を参照  ( <a href="https://www.city.fukui.lg.jp/fukusi/sfukusi/service/p020932.html">https://www.city.fukui.lg.jp/fukusi/sfukusi/service/p020932.html</a> )
福井市以外	「指定一般相談支援事業所」のファイルを参照  ( <a href="https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/shougai/syogaishisetu.html">https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/shougai/syogaishisetu.html</a> )